

## 屋久島・口永良部島ユネスコエコパークロゴマーク等の使用に関する規程

屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの理念を広く普及すると共に、地域における協働の取組を推進していくため作成したロゴマークの適正な使用を確保し、普及を促進するため、次のとおり必要な事項を定める。

### (ロゴマークの用途)

第1条 ロゴマークは、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの理念に基づき、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの活動を効果的に広報するために使用する。

### (ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークはこの規定に基づき使用を希望する者が、屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会長（以下協議会長）に対し申請を行い、承認を受けた場合に使用できる。

### (使用申請者)

第3条 ロゴマークの使用申請者は、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの理念と目的を理解し、その趣旨に賛同し、また、事業推進を支援、協力する者とする。

### (ロゴマークの管理)

第4条 ロゴマークは、管理する屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会事務局（以下事務局）が提供したデータを使用するものとする。なお、使用にあたりデータを加工する場合は事務局に承認を得ること。

### (使用の申請)

第5条 ロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ使用申請書（様式1号）を事務局に提出するものとする。なお、協議会長が必要と認める資料を添付するものとする。

### (使用の承認)

第6条 事務局は、前条の申請があった場合には、内容を審査し使用承認書により申請者に通知する。

### (使用期限)

第7条 ロゴマークの使用期限は3年間とし、期間満了後に引き続き使用する場合は再度申請しなければならない。

### (承認の取り消し)

第8条 前条により承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する時は、使用の承認を

取り消すことが出来る。

(1)虚偽の申請により承認を受けた場合

(2)屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの理念に反し、イメージを著しく損なうと認められるもの

(3)前2号のほか、協議会長が必要と認めた場合

(メッセージの付記)

第9条 ロゴマークを使用する者は、その使用目的に応じて、ロゴマークと併せて、次の文言又は、それに準じる表示をすることが望ましい。

- ・屋久島・口永良部島ユネスコエコパークを応援しています。
- ・屋久島・口永良部島で活動しています。

(規程の履行)

第10条 ロゴマークを使用する者は、信義にしたがい、誠実に規程を履行しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は、事務局と使用者が協議して別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。